

飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会 設置要綱

平成30年 8月27日制定
平成30年12月20日改定
令和 元年 5月31日改定
令和 2年 6月23日改定
令和 2年10月 6日改定
令和 3年 6月 4日改定
令和 4年 9月 5日改定
令和 5年10月 2日改定
令和 7年 2月27日改定

1. 設置

環境省及び飯舘村が安全・安心に配慮しながら環境再生事業等を効果的かつ効率的に実施するため、飯舘村長泥地区における除去土壌の再生利用を含む同事業等を実施する上で課題となる事項について、専門的・実務的見地から意見を聴取することを目的として、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

協議会の協議事項は飯舘村長泥地区における環境再生事業等に関連する次のとおりとする。

- (1) 除去土壌の再生資材化、造成に関すること
- (2) 造成地における栽培等に関すること
- (3) その他、環境再生事業等の推進に関すること

3. 委員等の構成

- (1) 協議会の委員は、別紙に掲げる者とする。委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。但し、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- (2) 事務局あるいは委員が必要と認めるときは、委員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を聞き、または委員以外の者（学識経験者等）から資料の提出を求めることができる。
- (3) 専門の事項を検討するため必要があるときは、協議会にワーキンググループを置くことができる。

4. 事務

協議会の事務は、以下の飯舘村、環境省等が共同で行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。

- (1) 飯舘村総務課・村づくり推進課・産業振興課・建設課、長泥行政区

- (2) 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、福島地方環境事務所中間貯蔵部土壌再生利用推進課

5. その他

- (1) 協議の内容は必要に応じて「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」に報告を行う。
- (2) 協議会は原則非公開とするが、委員の過半数の同意が得られれば全部又は一部について公開とすることができる。
- (3) 事務局は、協議会の議事録を作成し、公表する。
- (4) 事務局は、必要があると認めるときは、協議会で使用した資料等について、特定の者に不利益を及ぼすものを除き、公開することができる。

(別紙) 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会委員

(飯舘村)

中川 喜昭	飯舘村 副村長
原田 直志	飯舘村農業委員会 会長
菅野 元一	飯舘村内農業有識者
高橋 正弘	飯舘村長泥行政区 区長
高野 和幸	飯舘村長泥行政区 副区長
嶋原 新一	飯舘村長泥行政区 前区長
嶋原 良友	飯舘村長泥行政区 元区長
嶋原 清三	飯舘村農業委員会 委員
須藤 一	飯舘村比曽行政区 区長
真壁 成行	飯舘村蕨平行政区 区長

(学識経験者)

遠藤 和人	国立研究開発法人 国立環境研究所 福島地域協働研究拠点廃棄物・資源循環研究室室長
信濃 卓郎	北海道大学大学院 農学研究院 作物栄養学研究室 教授
田中 俊一	元 原子力規制委員会委員長
万福 裕造	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 化学物質リスク研究領域 無機化学物質グループ上級研究員 兼 本部企画戦略本部